釜石市林業燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条　燃油価格や物価の高騰に伴う林業事業者の負担を軽減するため、釜石市産木材等の運搬に要する経費に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　林業事業者　市内に主たる事業所を有する森林組合、素材生産者及び釜石市森林・山村多面的機能発揮対策事業を行う活動組織をいう。

(2)　釜石市産木材　次に掲げるいずれかに該当する木材をいう。

ア　岩手県産材認証推進協議会が実施する産地証明制度により、釜石市産木材として証明されたもの

イ　その他市長が認めるもの

(3)　木質バイオマス　釜石市産木材を伐採するときに発生した、細い木や枝葉などのことをいう。

(交付対象経費及び補助金額)

第3条　交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象経費 | 補助金額 |
| 令和4年4月1日から令和5年1月31日までの期間に林業事業者が伐採及び運搬した丸太等の釜石市産木材の運搬費用 | 釜石市産木材の運搬材積1立方メートル当たり1,000円を乗じて得た額(材積は、小数点第2位以下を切り捨てる。) |
| 令和4年4月1日から令和5年1月31日までの期間に林業事業者が伐採及び三陸バイオマス株式会社に納入又は委託販売した木質バイオマスの運搬費用 | 木質バイオマスの運搬重量1トン当たり1,500円を乗じて得た額(重量は、小数点第2位以下を切り捨てる。) |

2　前項に規定する補助金額の総額は、1事業者当たり280万円を限度とする。

(交付申請等)

第4条　補助金交付申請の期限は、令和5年2月20日とする。

2　交付要領第3条第1項第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

(1)　釜石市産木材運搬内訳表(別記様式)

(2)　伐採期間及び伐採箇所を記載した森林所有者の同意書(除伐の場合)

(3)　その他市長が必要と認める書類

　(届出事項)

第5条　補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

　(1)　住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

　(2)　代表者を変更したとき。

(完了期限等)

第6条　補助事業の完了及び補助金交付請求書等の提出期限は、令和5年2月28日とする。

2　交付要領第10条第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

(1)　釜石市産木材を運搬した搬入先が発行する納品書又は証明書等(搬入日及び搬入数量が確認できる書類)

　(2)　その他市長が必要と認める書類

(補則)

第7条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

1　この告示は、令和5年1月10日から施行する。

2　この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式(第4条関係)

釜石市産木材運搬内訳表

1　丸太等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬品目 | 運搬材積量（㎥）(小数点第2位以下切り捨て) | 伐採場所 | 運搬先名称 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

2　木質バイオマス

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運搬品目 | 運搬重量（ｔ）(小数点第2位以下切り捨て) | 伐採場所 | 運搬先名称 | 委託販売の有無 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |